

公益社団法人習志野市シルバー人材センター表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の振興、発展、会員の福祉の増進に功労があった者について必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、次の各号に該当するものに対して行う。

- (1) 一般表彰 個人又は団体で、センターの振興、会員の福祉の増進に寄与し、その業績が顕著なもの
- (2) 役員表彰 センターの役員を通算2期以上かつ4年以上在任した者
- (3) 会員表彰 会員としてセンターの発展に寄与し、その業績が顕著な者
- (4) 上記各号以外で会長が表彰することが適当と認めた者

(被表彰者の決定)

第3条 被表彰者の決定は、会長が、理事会に諮り議決を経て決定する。ただし、緊急を要する場合は、会長の専決により理事会に報告する。

2 削除

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状、感謝状等とし、会長が授与して行い、記念品を贈呈することとする。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年総会において行うものとする。ただし、会長が認めたときは随時行うことができるものとする。

(その他)

第6条 この規程の改廃は理事会において決定する。提案の審査は、理事会にて行う。

附 則

この規程は、昭和56年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年1月23日から施行する。
- 2 第2条で定める者の在任期間は、平成24年4月1日以降の期間とする。

附 則

この規程は、令和2年7月22日より施行する。

公益社団法人習志野市シルバー人材センター表彰基準

公益社団法人習志野市シルバー人材センター表彰規程第2条に基づく表彰の基準については、次のとおりとする。

(1) 一般表彰

規程のとおり

(2) 役員表彰

規程のとおり

なお、役員表彰は会員期間中において1回を原則とする

(3) 会員表彰 会員としてセンターの発展に寄与し、その業績が顕著な者

① 会員組織の功労者

専門部会員、安全管理委員会委員、地区委員、班長・副班長として通算 2期以上かつ4年以上在任し活躍した者

なお、同一期間に複数の上記職務に在任した場合は、いずれか一つの職務の在任期間を通算期間とする。

また、会員組織の功労者の表彰は会員期間中において1回を原則とする

② 功労者

上記以外で会員としての業績が顕著な者

(4) 上記以外

規程のとおり

附 則

この基準は、平成31年1月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月22日より施行する。